

第13回教育委員会会議

1 日時 令和7年10月14日（火） 午後3時30分～午後4時20分

2 場所 大阪市役所本庁舎地下1階 第11共通会議室

3 出席者

多田 勝哉	教育長
大竹 伸一	教育長職務代理者
赤木 登代	委員
長谷川 葵	委員
森 久佳	委員
古川 知子	委員
高井 俊一	教育次長
稲嶺 一夫	中央区担当教育次長
福山 英利	教育監
松田 淳至	総務部長
松浦 令	政策推進担当部長
本 教宏	生涯学習部長
中道 篤史	指導部長
杉本 和由	学校力支援担当部長
橋本 洋祐	総務課長
有上 裕美	連絡調整担当課長
木村 祥子	社会教育施設担当課長
松本 隆	保健体育担当課長
中野 泰志	教育政策課長
中谷さおり	教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に赤木委員を指名
- (3) 案件

議案第69号	第50回学校医等永年勤続者表彰について
議案第70号	児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会への諮問について
議案第71号	市会提出予定案件（その13）（指定管理者の指定について）
報告第29号	教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

なお、議案第70号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、議案第69号及び議案第71号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

報告第29号「教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について」を上程。

松浦政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和7年度の1学期に、13名から18件の意見・提案を受付した。件数が多いため、主なポイントに絞り、報告することとする。

また、資料の右端には「要不要」の記載欄を設けており、いただいた意見・提案について今後も進捗管理を継続する必要があるかどうかを確認する項目として、前回から様式に追記している。それでは、議案書2ページ左端、番号1-①の項目より説明する。

番号1-①は、学校園における配付物の取扱いに関する意見であり、とりわけ天王寺動物園の入場無料パスなどを手渡し配付することの負担が大きいというご意見である。教育委員会としては、これまでの意見提案制度を踏まえ会議で議論と検討を重ねた結果、学校園での配付物のこれまでの取扱いを抜本的に見直すこととし、令和7年6月20日付事務連絡で、学校園を通じたチラシ等の配付物は本市ホームページ専用ページへの掲載に変更した。ただし、今年度は移行期間で、既にチラシを印刷している等の事情がある場合は、今

年度に限り令和7年度は紙による配付も認めている。また、入場無料パス等の配付については関係団体に対し、今年度中に紙によらない配付方法の検討を説明している。

次に3ページ、番号1-②は、校務系ネットワーク環境の障害等に関し、ネットワークの不安定さによる業務への影響や学習系・校務系の分離の意義についての指摘である。教育委員会としては、本年度当初に障害が発生したことについてお詫びし、現在は復旧していること、次年度以降は発生しない見込みであることを説明した。学習系と校務系の分離は文部科学省方針のもと構築・運用を開始したものである。令和9年に運用開始予定の次期教育情報ネットワークにおいては、組織内外を問わず「何も信用しない」という考え方のセキュリティモデルであるゼロトラスト対策を講じて、分離型ではなく1本化されることを説明している。

4ページ、番号1-③は、教員の欠員が埋められず苦勞していること、水泳授業業務や人権教育担当出張が負担になっていることから、なぜ欠員が埋まらないのか、欠員状況であれば他業務・出張を減らして欲しいとの意見である。教育委員会として、さまざまな方策により講師確保に努めているが、全国的な教員不足のため必要数を確保できていない現状であることについて説明した。水泳授業の監視人員は児童・生徒の安全管理として必要であるため、現状の人員で対応する必要があるとした。また、任意団体活動に伴う研修・出張については校園長の裁量で判断可能であり、本市学校園教育に密接に関係する活動は公務として取り扱える。具体的な対応策としては、引き続き講師確保に向けて方策を講じていくこと、令和6年度より本務教員による欠員補充制度（特別専科教諭の配置）を新たに導入し、年度途中の欠員にも対応する。

5ページ、番号2は、来日生徒増加に伴う日本語指導人材確保の課題に関する意見である。教育委員会として、日本語指導支援のためプレクラスやセンター校での指導、日本語指導協力者の派遣、加配教員配置を実施し、共生支援拠点ではコーディネーターが常駐し、相談対応している。今後も日本語指導協力者等の有償ボランティア確保に努めるとともに、令和7年度よりAI翻訳システムを導入した。

6ページ、番号3は、講師不足の要因として保護者や児童からの理不尽なクレームや人格否定発言が教員の意欲減退につながるという指摘及び改善策としてスクールカウンセラーやスクールロイヤーの配置、カスハラ対応専門部署設置、スペシャルサポートルーム全校設置、ネットによる人材確保等を提案している。教育委員会としては、スクールカウンセラーを全校に、スクールロイヤーを各ブロックに配置済みであり、積極的な活用を促す。

スペシャルサポートルームはモデル設置のうえ効果を検証中であり、人材確保はネット等を活用して進めている。

7 ページ、番号 4 は、給食調理室の冷房設備工事の早急な推進を求める意見である。教育委員会として、給食室の暑さ対策については従来より課題認識しており、スポットクーラーやアイスベスト等を運用し対策を講じている。今後は空調設置に向け手法やスケジュールを検討する。

8 ページ、番号 5 は給食調理室エアコン設置に関する内容は前述のため割愛する。後段は学校給食調理業務民間委託に係る業務評価廃止要望についてのご意見である。事業評価は給食事業の維持・向上に不可欠であるため廃止できない。個別の調理事故には事故報告書・改善報告書の提出を求め再発防止に努めている。評価結果の活用についても継続して検討する。

9 ページ、番号 6 - ①は学校維持運営費予算業務委託に関し委託料増額や市の一括契約・支払い要望についてである。予算は児童生徒数や学級数に応じ配付しており、令和 5 年度から働き方改革の一環として教員以外が担える業務委託料配付を開始し、令和 8 年度より本格実施予定である。委託料増額は予算全体に限りがあり困難であり、市の一括契約は学校ごと状況が異なるため各校に委ねている。

10 ページ、番号 6 - ②は私的端末で児童・生徒等を撮影しないよう運用ガイドライン改定が通知されたことに関し、使用禁止は教育活動への影響が大きいため早急な代替策を求める意見である。影響は認識しており、令和 7 年 8 月に補足資料を先行配布し私的端末を使わない方法について周知した。今後も利便性向上のため、よりよい方法を検討し続ける。

11 ページ、番号 7 - ①は就学時健康診断について教師が担うべきでない業務との意見、区役所実施や就学予定者情報の通送によるタイムラグ、欠席家庭への連絡の負担に関する内容である。健康診断は保護者とのコミュニケーションや学級編成・教育活動への活用という観点から学校実施に協力を求める。令和 8 年 1 月導入予定の暫定システム稼働後は帳票をメール送付できるため、タイムラグは解消予定であり、欠席児童対応は各校に任せない。負担軽減・課題解決策調査も継続する。

12 ページ、番号 7 - ②は選挙時の立候補者個人演説会対応が学校管理職の時間外勤務となる点から負担軽減の配慮を求める意見である。個人演説会対応は公職選挙法等に基づき施設管理者である学校が行う必要がある。

13 ページ、番号 8 - ①は教員の休養室空調設置要望である。職員室等の管理諸室、音楽

室等一部特別教室、普通教室、中学校体育館には順次整備を進めているが、現時点では休養室への即時設置は困難であり、他都市状況等も踏まえ、必要性の調査を継続する。

14ページ、番号8-②は教育の質向上等につながるとして、内示を1カ月前倒しで実施するようとの要望である。仮に内示を2月に実施した場合、学級見込数が未確定で、急な退職・新採用辞退者の把握ができず、約2,000人規模の人事異動調整が困難となるため、前倒しは難しい。したがって、発令式実施見直しにより、新年度準備期間確保に努めている。

15ページ、番号9は適応障害等環境要因が大きい精神疾患の場合の人事異動にかかる認定要望である。教職員人事異動方針、教員実施要領に基づき、特別事情、校園長が特に必要と認める場合には異動対象となり、「特別事情等に関する内申書」提出内容を慎重に審査・判断している。状況はヒアリングしながら進めており、今回の事例も同様に対応している。

16ページ、番号10は児童や保護者対応長期化・事務増加で放課後時間確保に苦慮し、小学校授業40分1コマへの変更が授業時数増加になるのではないかとの意見である。標準授業時数超過をこれまで多くの学校で設定し、国方針でも超過しないよう求められている。各校は教育課程の工夫・改善を進めて欲しい。45分授業を40分に短縮やコマ数削減で標準時数に近づけることが望ましい。40分授業採用による標準時数増加はないため、懸念は当たらない。全国事例等も示し工夫・改善の取組を支援する。

17ページ、番号11は前段が就学时健康診断関連で前述のため割愛する。後段はプール管理・水泳授業負担軽減の民間委託要望についてのご意見である。民間施設移動による通常授業影響や受け皿となる施設の有無等の課題があり、現状民間委託は困難であるが、教員負担軽減・児童生徒安全確保の観点からプールサイドの日陰増設等設備にかかる改善を進めている。

18ページ、番号12は子ども安全確保のため保護者へのSNS注意喚起文書及び情報機器管理責任の認識醸成を求める意見である。令和2年度以降「大阪市スマホサミット」開催や、啓発リーフレット配付によって保護者意識醸成に努めている。

19ページ、番号13は前段が8-①と同休憩室空調関連で前述のため割愛する。後段は残業手当不支給や授業以外業務過多、残業手当非支給時の超勤振替休暇制度創設を要望するご意見である。公立学校教員は時間外勤務手当の代替として教職調整額支給となっており、制度創設は労働基準法上困難であるが、スクールサポートスタッフ配置等負担軽減策及び

柔軟な勤務時間制度調査を進め、教員の働き方改革に取り組んでいる。

質疑の概要は次のとおりである。

【赤木委員】 6 ページの番号 3 について申し上げます。別の場で同様の指摘をいたしました。この案件にてご提案いただいた改善策 2 では、カスハラ対応専門部署の設置、また奈良県天理市のカスハラ対応が記されております。それに対し、教育委員会の回答では「現在本市教育委員会においてはカスハラ対応専門部署はございません」という表現となっております。ご提案者がカスハラ対応専門部署との記載をされた点についてですが、「カスハラ」という言葉はカスタマーハラスメントを指すものと理解しております。しかしながら、教育機関において児童・生徒や保護者がカスタマーに該当するかについては疑問が残ります。私自身、保護者をカスタマーと捉えることには違和感を覚えております。もちろん、保護者からの理不尽な要求やクレームには適切に対応する必要がある、それ自体はハラスメントに該当し得ますが、「カスハラ」と呼称することには抵抗があります。こうした表現が誤解や不要な議論の原因となる懸念もございます。ご提案者から要望があるため用語として反映しているものと拝察しますが、ご見解を伺います。

【松浦政策推進担当部長】 ご指摘の点につきまして、深く検討して表現を用いたわけではございません。大阪市全体で、先日カスタマーハラスメント対応指針が公表され、学校園もその対象に含まれております。赤木委員からご指摘いただいたような懸念については十分認識し、今後、学校現場等に周知・説明する際にも表現や運用を慎重に検証したいと考えております。もし教育委員会としてこの表現を用いる必要がある場合は、今後十分に検討した上で判断いたします。

【赤木委員】 ありがとうございます。

【長谷川委員】 意見として申し上げます。まず 1 つ目は、給食調理室の熱中症対策について 2 案件挙げられています。本年は民間企業においても熱中症の発症時対策や評価基準が示されたタイミングですので、速やかに対応できる体制の確立をお願いいたします。クーラー設置が難しい場合でも、予防の観点から可能な対策を講じていただきたいと思います。次に、1 番の案件に関連し、チラシ配付のホームページ切り替えについてご対応いただきました。保護者の実感としては、配付されるチラシが半減し、確認の負担が著しく軽減されました。教員も配付業務の負担が減ったと感じているものと思われ、ご対応いただいた方々に感謝申し上げます。

【大竹委員】 今回の回答につきましては、検討を要する課題について検討期限が設けられていること、期限を記載できない案件には進捗状況の都度確認が行われることにより、非常に配慮された対応であると評価します。提案者の意見のうち現時点で対応困難な案件についても、できない理由を明記した誠実な返答となっている点を高く評価します。その上で2点お願いがございます。まず2ページの1-①について、今年7月から運用が開始されたと伺いましたが、今後も運用が進むにつれ、多様な意見が出るのが想定されます。マニュアルを策定した後も、必要に応じて改定を行っていただくようご検討をお願いします。次に、8ページ5番では、提出内容に不必要な事項や評価対象外の内容が記載されたため、訂正依頼が生じている現状を教育委員会は「実際にはそのようなことはない」と回答されています。しかしながら、報告者が訂正の依頼を受けた際には納得感のあるきめ細やかな説明をお願いします。必要事項以外に関しては、「ここに記載すべきではない」と理由を明示し、相手の理解を得る対応に努めていただきたいと思います。

【古川委員】 事前のご説明により、非常に良いシステムを導入されたと感じております。今回の議論を通じて、今後自分自身も知見を深めたいと改めて思いました。1点申しますと、18ページのSNSに関する案件について、提案者が「保護者を巻き込む」とのご意見を記しておりますが、私も学校の取組として保護者を積極的に巻き込むことが有用と考えます。取組の範囲を明確にすることは重要ですが、教育委員会としてもこうした方針について言及しても良いのではないかと考えます。よろしく願いいたします。

【森委員】 回答案自体に特段異論はございません。16ページ10番でご提案者が「40分1コマ」についての疑問を挙げていますが、これは学校裁量で実施可能である一方、ご提案者の意図を推察することも必要かと感じます。多忙化の問題、すなわち単なる1コマの時数短縮以上に、教員及び児童生徒の裁量時間確保や柔軟な教育課程編成といった、カリキュラムオーバーロードの課題が関連している可能性が高いと考えます。標準授業時数超過が現状多く、国でも29週で1015時間、5・6年生では29コマを回す必要があるという認識があります。現実には28コマや40分授業への移行も制度の範囲内で可能です。一方、実施の裏には学校運営の在り方や教職員の余裕、カリキュラム設計等の総合的な課題もあるため、回答としては現状で問題ありませんが、長期的な視点で課題の動向を注視し、必要に応じ横断的な対応を検討する必要があるのではないかと意見を申し上げます。授業時数過多による教職員・児童生徒双方の疲弊を防ぐには、授業の質の向上と研究時間、心身のゆとり確保が重要です。人事内示の前倒しには課題が残るものの、始業式の調整による

準備期間確保等柔軟な対応も考えられます。労働時間の適正化に資する制度検討と併せ、長期的・総合的な展望をもって課題解決に取り組むことが望ましいと考えます。

【多田教育長】 今回も現場から多岐にわたるご意見をいただきました。働き方改革、ICT活用、人材不足や外国にルーツを持つ子どもへの対応、給食運営等さまざまな課題が示されています。現場の声に耳を傾け、会話を重ねること、また個別課題の横断的・総合的な視点から施策の改善をめざしていく必要性を改めて認識いたしました。本日委員から賜りましたご意見を踏まえ、今後も改善の方向性を示しつつ、継続的に進捗状況の確認を進めてまいります。また、古川委員よりご指摘いただいたSNS対策及び保護者への呼びかけについても、具体的な対応策に反映してまいりますのでよろしくお願いいたします。

議案第69号「第50回学校医等永年勤続者表彰について」を上程。

杉本学校力支援担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

「学校医等永年勤続者表彰」は、3ページに記載されている「学校医等永年勤続者表彰実施要項」に基づき、本市校園の学校医、学校歯科医、学校薬剤師として20年以上校園における保健管理に関する専門的事項についてご尽力いただいた方々に、その功績を讃えるために表彰を行い、表彰状および記念章を授与するものである。今年度の被表彰者については、5～6ページの別紙名簿に記載されている方々である。学校医としては北村拓也先生をはじめ、32名。学校歯科医としては福原英洋先生をはじめ、10名。学校薬剤師としては井上右子先生をはじめ、7名。以上、合計49名の先生方である。表彰期日は11月3日の文化の日であり、表彰状等については、期日以降、校園長より受賞者へお渡しする予定である。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第70号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会への諮問について」を上程。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和3年度からは、いじめ防止対策推進法第28条第1項に定める「重大事態」が発生した場合、第三者委員会による初動調査を実施している。初動調査終了後、当該児童生徒及びその保護者が希望する場合には、著しく合理性を欠く場合を除き、第三者委員会に諮問

を行い、詳細調査を実施する仕組みである。今回、令和6年度当時2年生であった大阪市立中学校の生徒に関する事案で、当該生徒及びその保護者から詳細調査の実施希望が提出されている。著しく合理性を欠く事情は認められないため、第三者委員会に対し、諮問することを決定する内容である。

調査審議の範囲は、「本事案に係る事実関係の調査」、「本事案に係る学校及び教育委員会の対応の検証及び分析」、「調査結果に基づく是正及び再発防止のために必要な措置の検討」の3点とする。第三者委員会の意見を取りまとめた報告書により、教育委員会及び市長あてに答申を求める内容で諮問を行う予定である。なお、今後のスケジュールは、本日の教育委員会会議の承認後、できる限り速やかに会議を開催できるよう進めていく方針である。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第71号「市会提出予定案件（その13）について」を上程。

本生涯学習部長からの説明要旨は次のとおりである。

まず、「1 施設の名称」としては「大阪市立クラフトパーク」であり、施設の設置目的は「ガラス工芸、陶芸その他の工芸に関する講座等の開催および情報の提供を行うことにより、市民の工芸に関する創作活動を支援するとともに、工芸の普及を図り、もって市民の文化の向上及び生涯学習の振興に寄与すること」である。平成11年から、平野区の土地区画整理事業の一環として設置された日本で唯一の総合工芸施設となっている。当初は管理委託の形で運営を開始したが、地方自治法の改正に伴い、平成18年度から指定管理者制度を導入し、平成22年度からは利用料金制を導入した。その後、平成25年2月に策定された「市民利用施設の見直し実施計画」に基づき、開館時間の変更や料金体系の見直しなど、経費削減策及び収入増加策を実施し収支均衡を図り、平成28年度からは業務代行料ゼロ円で運営を行ってきた。しかしながら、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症拡大の影響による収入減の補填に加え、令和4年度からは光熱水費の高騰にも対応するため、市より赤字分の補填を行ってきた。これらを踏まえ、今回より業務代行料ゼロ円での公募を見直し、必要と考えられる業務代行料を算定のうえ公募したものである。その結果、「2 指定管理者」として「ジェイコムウエスト」を指定し、「3 指定の期間」については令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間としたいと考えている。

指定管理者の指定の流れとしては、後ほど説明する指定管理予定者選定会議による審議

結果を受けて教育委員会会議で承認後、指定管理予定者と仮協定を締結し、その後市会の議決を経て正式に本契約を締結する予定である。

議案書の5ページを参照いただきたい。ここでは選定会議の経過及び今後の予定を示している。まず、6月13日に6ページに記載の学識経験者、公認会計士等からなる4名の選定会議委員による第1回選定会議を実施し、募集要項や選定方法などについて審議した。その後、7月3日より募集要項を配布し、説明会や現地見学会を開催、9月1日まで申請書類の受付を行った。公募状況は、現在の指定管理事業者を含め3団体から応募があった。9月22日の第2回選定会議においては、申請団体への書類審査ならびに申請団体からのヒアリングを実施し、情報化社会に適合した具体的提案が多く、利用者の利便性向上に資する提案が評価されたこと、或いは業務代行料の提案についても優位性が高い観点から、先に説明した「ジェイコムウエスト」が指定管理予定者に選定されたものである。選定に係る審議結果は、議案書の7ページ以降に記載しているので、後ほど参照されたい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 多田教育長より閉会を宣告